

日立労働基準監督署人事異動（平成17年4月1日付）

監督署からのお知らせ（5）8面



業務課長 上久保 武司

茨城労働局労働基準部労災補償課から赴任してまいりました。日立署での勤務は三回目となります。前回二回は労災業務を担当しており何かとお世話になりました。今回は業務課配属ですので会員の皆様と直接お会いする機会は少ないと思いますが、微力ながら皆様のお役に立ちたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

第三方面 産業安全専門官 深津 直哉
茨城労働局総務部企画室より赴任してまいりました。第三方面で安全衛生業務を担当いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第一方面 労働基準監督官 矢島 進介
静岡労働局清水署から赴任してまいりました。茨城は、学生時代を過ごした思い出深い土地であり、懐かしさで一杯です。県北地域はあまりなじみがありませんでしたが、日立から北茨城にかけての海岸線の美しさに早くも魅了されています。皆様のお役に少しでも立てるよう職務に全力を尽くしますので、よろしくお願いいたします。

労災課 厚生労働事務官 小室 達也
鹿島労働基準監督署から赴任してまいりました。日立署の勤務は、平成七年に安全衛生業務を担当していた時以来二度目になりますが、今回は労働保険業務を担当しております。微力ながら皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

業務課 厚生労働事務官 吉川 祐太郎
新規採用でこの日立労働基準監督署に勤務することになりました。仕事については分からないことばかりで皆様にご迷惑をおかけしてしまふ事が多々あると思いますが、いち早く仕事を覚え、お役に立てるよう日々努力してまいりますので、よろしく願います。

この他、前業務課長川井信一が労災課長に、前第一方面の労働基準監督官池田英徳が第三方面に異動になりました。

雇用管理に関する個人情報の取扱いについて

本年4月1日より「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」が全面的に施行されましたが、雇用管理の分野においては、厚生労働大臣が「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために講ずべき措置に関する指針」を策定しております。

雇用管理の分野における個人情報は、個人の健康情報、収入や家族関係といった特殊性を含むものも多いために鑑み、以下の項目について、その適正な取扱いを企業に要請しています。

- ・ 収集する個人情報の利用目的を具体的に特定すること
- ・ 個人データ管理者を選任するなどの安全管理措置を講ずること
- ・ 個人データを適切に管理するために、従業員に対する適切な監督を行なうこと
- ・ 個人データの取扱いについて委託する場合に委託先に対し必要な監督を行うこと

また、雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の取扱いについては、平成16年10月29日付け基発第1029007号労働基準局長通知にて、以下の項目が示されております。

- ・ 事業者が医療機関・健康保険組合から労働者の健康情報を収集する必要がある場合、情報を取得する目的を明らかにして労働者本人の承諾を得ること。
- ・ 産業保健従事者以外の者に取扱わせる健康情報は、利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、適切に加工すること。
- ・ 事業場内において労働組合等へ協議した上で、健康情報の取扱いに関する規程を作成することが望ましいこと。
- ・ HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染する可能性の低い感染症や色覚異常等の遺伝情報については労働者から取得すべきでないこと。

「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために講ずべき措置に関する指針」に関する詳しいお問合せは、茨城労働局総務部企画室（電話029-224-6212）まで（茨城労働局ホームページアドレス ▶ <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>）